

# 倫理規定

島根県小学生バレーボール連盟

## 1. 目的

この規定は、島根県小学生バレーボール連盟全ての役員（以下小連役員という）及び全てのチーム関係者が、その責務に反してスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受けることのないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起することを目的とする。

## 2. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- イ. 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為を行うこと。
- ロ. 小連役員及び他のチーム関係者等の品位または名誉を著しく傷つけること。
- ハ. 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ず勧誘、強要すること。
- ニ. その他、スポーツマン精神に反する行為を行うこと。

## 3. 処分規定

2の禁止事項に違反した場合、役職等の除名または永久あるいは一定期間の停止などの処分を行う。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微な場合は注意または警告にとどめる。

## 4. 処分の手続き

処分は、所定の事故発生報告書を受け、島根県小学生バレーボール連盟倫理規定委員会が調査及び当事者からの説明・弁明の結果、関係機関等の意見をもって倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日小連と協議するとともに、理事会に報告する。

## 5. 倫理委員会

委員長 1名（県小連会長）

副委員長 3名（県小連理事長・副理事長）

委員 11名（各地区責任者8名【男子東部・西部の2地区代表を含めるため】  
・競技委員長・審判委員長・指導普及委員長）

事務局 1名（総務委員長）

※兼務の役職もあるので、合計人数は変動する場合がある

## 6. 事故発生報告書の受理

倫理委員会への事故発生報告書の受付日によって受理とする。

## 7. その他

細則については、必要に応じて別に定める。

この規定は平成18年5月10日から施行する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日 改 正